

証券コード4564

2026年6月3日

(電子提供措置開始日) 2026年6月2日

株主各位

神奈川県川崎市川崎区東田町1番地2
オンコセラピー・サイエンス株式会社
代表取締役社長 嶋田 順一

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会資料（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

[株主総会資料 掲載ウェブサイト]

<https://d.sokai.jp/4564/teiji/>

[東京証券取引所（東証上場会社情報サービス）]

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「オンコセラピー・サイエンス」又は「コード」に当社証券コード「4564」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

[三井住友信託銀行（株主総会ポータル®）]

<https://www.soukai-portal.net>

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取りいただくか、ID・パスワードをご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月22日（月曜日）当社営業時間終了の時（午後6時）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

次頁記載の内容も必ずご確認ください。

記

1. 日 時 2026年6月23日(火曜日)午前10時00分
午前9時30分に開場いたします。
2. 場 所 神奈川県横浜市中区住吉町4-42-1 地下1階
関内ホール 小ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第25期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 会計監査人選任の件

議決権行使のご案内

[インターネットによる議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取りいただくか、当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://www.soukai-portal.net>)にアクセスいただき、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、上記「議決権行使コード」及び「パスワード」(ただし、既に株主様ご自身で変更されている場合は変更後のもの)をご入力いただく必要があります。

[書面(郵送)による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前頁の行使期限までに到着するようご返送ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

◎インターネットと書面(郵送)の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

◎インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

◎株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告

第 25 期

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的状況

当社グループは、低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬等の創薬研究を進展させるとともに、後期臨床開発を目指したがん幹細胞維持に重要なリン酸化酵素（キナーゼ）であるMELKを標的としたOTS167の臨床試験を米国で実施、がん治療用抗体医薬OTSA101の臨床試験を日本国内で実施し患者登録終了する等、当社グループ独自で実施している臨床開発の推進に加え、提携先製薬企業との戦略的対話をより促進し、提携先が実施する臨床開発の側面支援、後方支援を強力に推し進めてまいりました。また、臓器線維症治療標的として有望な可能性があると考えられるキナーゼを強力かつ選択的に阻害する活性を持つ化合物を当社化合物ライブラリ内で確認したため、ライセンスアウトを目標に研究を実施しております。さらに、がんプレジジョン医療関連事業として、がん細胞の詳細な遺伝子解析サービス（全ゲノムシーケンス解析、ネオアンチゲン解析及びネオアンチゲン樹状細胞療法等）、血中のがん細胞を早期検出するためのリキッドバイオプシーといったがん遺伝子の大規模解析検査及びTCR/BCRレパトア解析、免疫反応解析等の解析サービスの共同研究及び事業実施に加えて、新規がん遺伝子パネル検査の開発やネオアンチゲン樹状細胞療法及びTCR遺伝子導入T細胞療法等の新しい個別化がん免疫療法の研究を行っております。

これらの結果、当連結会計年度における連結事業収益につきましては、解析サービス等による収入等の受領により、808百万円（前期比58百万円の増加）となりました。

また、医薬品候補物質の基礎研究、創薬研究の継続的な実施による研究開発費用の計上に加え、低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬の3つの領域についての臨床開発進展による費用計上、がん

プレジジョン医療関連事業に関する売上原価の計上を主な要因として、連結営業損失は810百万円（前期は797百万円の損失）、連結経常損失は845百万円（前期は815百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は910百万円（前期は815百万円の損失）となりました。

セグメント別業績は、次のとおりであります。

(a) 「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業

ライセンス契約等に基づく収入により、事業収益は2百万円（前期比0百万円の減少）となりました。また、医薬品候補物質の基礎研究、創薬研究の継続的な実施による研究開発費用の計上に加え、低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬の3つの領域についての臨床開発進展による研究開発費用の計上を主な要因として、営業損失は531百万円（前期は487百万円の損失）となりました。

なお、研究開発の状況の詳細につきましては、「②研究開発の状況 (a) 「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業」をご覧ください。

(b) がんプレジジョン医療関連事業

解析サービス等による収入の受領により、事業収益は806百万円（前期比59百万円の増加）となりました。また、遺伝子解析サービス（全ゲノムシーケンス解析、ネオアンチゲン解析及びネオアンチゲン樹状細胞療法等）、リキッドバイオプシー、TCR/BCRレパトア解析、免疫反応解析等の解析サービスに関する売上原価の計上等を主な要因として、営業損失は55百万円（前期は90百万円の損失）となりました。

なお、研究開発の状況の詳細につきましては、「②研究開発の状況 (b) がんプレジジョン医療関連事業」をご覧ください。

当社グループは、研究開発型企業として、医薬品の臨床試験を実施する開発パイプラインの拡充や拡大、積極的な創薬研究、がんプレジジョン医療への積極的な取り組み等により、多額の研究開発費が必要となっております。一方で、特に、医薬品の開発期間は基礎研究から上市まで通常10年以上の長期間に

及ぶものでもあり、収益に先行して研究開発費が発生している等により、継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローが発生しております。

このようなことから、今後の資金計画を含め、より保守的に検討したところ、当社グループは、当連結会計年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものの、当連結会計年度末現在で、現金及び預金を2,089百万円有しており、当面は事業活動の継続性に懸念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

② 研究開発の状況

当社グループは、元東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター長（現 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長、東京大学名誉教授、シカゴ大学名誉教授）中村祐輔教授と共同で、ほぼ全てのがんを対象とした網羅的な遺伝子発現解析等を実施し、既のがん治療薬開発に適した多くの標的分子を同定しております。また、それらの標的に対し、低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬等の、各領域における創薬研究を積極的に展開し、これら創薬研究の成果を基にした複数の臨床試験を実施しており、臨床試験準備中の医薬品候補物質も複数有しております。

このような「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業に加えて、がんプレジジョン医療関連事業を実施しております。

がんは遺伝子の異常により引き起こされる病気です。がん細胞での遺伝子の網羅的な解析は、がんの診断及びがん治療薬・治療法を選択するために非常に重要です。この解析を利用して、がんの早期診断や、がん患者さん一人ひとりの遺伝子情報に基づいた治療薬・治療法を選択することや新規の免疫療法につなげていくことをがんプレジジョン医療といい、近年、より効果的ながん治療をがん患者さんに提供できる手段として注目されています。

当社は、次世代シーケンス解析サービスを行っているTheragen Bio Co., Ltd.（本社：韓国）との資本・業務提携により、がん遺伝子の大規模解析検査及びがん免疫療法の研究開発を行う子会社として、

株式会社Cancer Precision Medicine（以下、「CPM社」といいます。）を設立し、がんプレジジョン医療関連事業を実施しております。

具体的な「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業及びがんプレジジョン医療関連事業の内容については、以下（a）及び（b）のとおりでございます。

なお、2026年3月31日現在、当社は全世界で455件の特許を取得しております。当社の防衛特許を含む知的財産戦略としての見直しや、PCT国際出願を利用した後の各国の手続き状況等により、特許件数は随時変動しております。

（a）「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業

<基礎研究領域>

創薬ターゲットの特定等を行う基礎研究領域においては、ヒト全遺伝子の遺伝子発現パターンを網羅的に検索できるcDNAマイクロアレイのシステムによる大腸がん、胃がん、肝臓がん、非小細胞肺癌、小細胞肺癌、食道がん、前立腺がん、膵臓がん、乳がん、腎臓がん、膀胱がん及び軟部肉腫等について発現解析が終了しております。これらの発現解析情報からがんで発現が高く正常臓器では発現がほとんどない遺伝子を選択し、さらに機能解析により、がん細胞の生存に必須な多数の遺伝子を分子標的治療薬の標的として同定しております。

<創薬研究領域>

医薬品候補物質の同定及び最適化を行う創薬研究領域においては、医薬品の用途ごとに、より製品に近い研究を積極的に展開しております。

低分子医薬につきましては、複数のがん特異的タンパク質を標的とする創薬研究を進めております。そのうち1種の標的であるリン酸化酵素（キナーゼ）については、医薬品候補化合物の臨床試験を実施中です（詳細は、別記「<医薬開発領域>（i）低分子医薬」をご参照ください。）。他のリン酸化酵素については、これまでに得た高活性化化合物に基づきリード最適化を進め、in vivoで強力な腫瘍増殖抑制効果を示す複数の高活性化

化合物を同定しております。これらにつき、医薬品候補化合物として臨床開発するための薬効薬理・薬物動態・毒性試験を進めております。さらに、別の3種の標的酵素タンパク質に関して、これまでに得た高活性化化合物のうちin vivoで有意な腫瘍増殖抑制効果を示す化合物の構造に基づき、薬効向上のためのさらなるリード最適化を実施中です。また、さらに別の2種の標的酵素タンパク質に関して、これまでに得た高活性化化合物に基づき、リード化合物の獲得に向けた新規化合物合成と構造活性相関研究を進めております。

なお、臓器線維症治療標的として有望な可能性があるとされるキナーゼを強力かつ選択的に阻害する活性を持つ化合物を当社化合物ライブラリ内で確認したため、ライセンスアウトを目標に研究を実施しております。当社は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下、「NIBN」といいます。）と当該化合物の創薬研究に係る共同研究契約を締結しております。また、NIBNが人工知能（AI）の創薬応用について独自の技術とノウハウを有していることから、AIを活用して当社ライブラリの独自化合物情報を解析し、新たな創薬に結びつく化合物を探索することを目的として、「AIを活用した創薬基盤の開発と応用」に係る共同研究契約を締結しております。

上記に加え、NIBNとは、「がん抑制因子活性化創薬：新たな抑制遺伝子（産物）の単離およびその機能解析を通じた創薬開発」についての共同研究契約も締結しております。本共同研究は、NIBNが行うがん抑制因子の活性化に関する研究成果を元に様々ながん種を対象とした創薬を行うことを目的としており、当社はがん関連遺伝子標的治療薬の創薬研究及び臨床開発の経験とノウハウを提供し、新規作用機序を持つ新たな分子標的治療薬を一日も早くがんに苦しむ患者さんへ提供することを目指します。

がんペプチドワクチンにつきましては、これまでに日本人及び欧米人に多く見られるHLA-A*24:02及びA*02:01を中心に、大腸がん、胃がん、肺がん、膀胱がん、腎臓がん、膵臓がん、乳

がん及び肝臓がん等を標的とした計43遺伝子を対象としたエピトープペプチドを既に同定しておりますが、それら以外にもA*11:01、A*33:03、A*01:01及びA*03:01等、様々なHLAに対応したより多くのエピトープペプチドを同定しております。

このように、独創的な分子標的治療薬の創製を目指した創薬研究を積極的に展開しております。
<医薬開発領域>

医薬開発領域においては、当社グループ独自での開発及び製薬企業との提携による開発を、以下のとおりそれぞれ進めております。

(i) 低分子医薬

がん幹細胞の維持に重要なリン酸化酵素（キナーゼ）であるMELK (Maternal Embryonic Leucine zipper Kinase) を標的としたOTS167については、乳がんに対する第I相臨床試験を米国で実施しております。この臨床試験は、トリプルネガティブ乳がんを含む乳がんの患者さんを対象とし、OTS167のカプセル剤による経口投与における安全性及び推奨投与量の確認を主目的とし、副次的にトリプルネガティブ乳がんに対する臨床上的有効性を確認するものです。なお、米国で実施してありました急性骨髄性白血病に対する第I/II相臨床試験は患者登録が終了し、OTS167の静脈内反復投与における安全性が確認されています。また、オーストラリアで実施してありました健常成人を対象とした経口投与による消化管吸収性（バイオアベイラビリティ）の確認を主たる目的とする臨床試験において、ヒトでの良好な経口吸収性が確認されています。

OTS167の標的であるMELKは、がん幹細胞に高発現し、その維持に重要な役割をしているリン酸化酵素（キナーゼ）です。OTS167は、そのキナーゼを阻害し、強い細胞増殖抑制効果が期待できる新しい作用機序（ファースト・イン・クラス）の分子標的治療薬であり、既に動物試験において、肺がん、前立腺がん、乳がん及び膵臓がん等に対し、強力な抗腫瘍効果が確認されています。

また、細胞分裂に重要ながん特異的新規標的

子 (TOPK) に対する複数の最終化合物を同定しております。動物実験で、顕著な結果が得られたことから、製剤化検討及び非臨床試験を進めております。

(ii) がんペプチドワクチン

がんペプチドワクチンにつきましては、提携先製薬企業との戦略的対話を促進し、提携先が実施する臨床開発の側面支援、後方支援を強化してまいりました。

当社が塩野義製薬株式会社にライセンスアウトしているがん特異的ペプチドワクチンS-588410について、食道がん患者さんを対象とした第Ⅲ相臨床試験を塩野義製薬株式会社が実施し、完了いたしました。本試験の主要評価項目である無再発生存期間 (RFS) に関して、S-588410群とプラセボ群の比較では、S-588410群におけるRFS延長について統計学的な有意差は認められませんでした。一方で、食道がん発生部位別又はリンパ節転移グレード別の探索的な部分集団解析では、S-588410投与により上部胸部食道がんの患者さん集団で全生存期間 (OS) が有意に延長され、またリンパ節転移が多い患者さん集団ではRFSやOSの改善が認められる傾向を確認しております。また、副次評価項目の1つである細胞傷害性Tリンパ球 (CTL) 誘導に関してはS-588410投与により高い誘導率が確認され、主な副作用は注射部位の皮膚反応であり、重篤な皮膚反応は認められませんでした。本試験で得られた結果についてはさらに詳細な解析を行い、今後のがんペプチドワクチン開発方針の一助にする予定であります。今後の開発計画については、契約締結先である塩野義製薬株式会社と協議を継続してまいります。なお、塩野義製薬株式会社は、S-588410の食道がん第Ⅲ相臨床試験の他、膀胱がんを対象としたS-588410について日欧で第Ⅱ相臨床試験を完了しており、頭頸部がんを対象としたS-488210は欧州で第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を、また、固形がんを対象としたS-588210は英国で第Ⅰ相臨床試験を、それぞれ実施しております。

また、シンガポールのNUH (National

University Hospital) 及び韓国のYonsei University Health System, Severance Hospitalにて、胃がんを対象としたがんペプチドカクテルワクチンOTSGC-A24と免疫チェックポイント阻害剤オプジーボの併用第I相試験を、医師主導治験として実施しております。

上記以外にも、企業に対してがん治療用ペプチドワクチンに関する開発・製造・販売権を供与しております。

(iii) 抗体医薬

がん治療用抗体医薬OTSA101については、日本における滑膜肉腫に対する第I相臨床試験の患者登録が終了いたしました。本試験は、難治性又は再発性の滑膜肉腫患者を対象に、放射性同位元素を結合したOTSA101投与における安全性及び体内薬物動態の確認を主たる目的とするもので、第I相の主目的である¹¹¹In標識OTSA101投与後の安全性及び⁹⁰Y標識OTSA101投与後の安全性・忍容性が確認されました。

また、当社は、抗アミロイドβペプチド抗体のライセンスアウト活動等を含む販売及び研究開発体制の強化・充実を図り、グループ全体の研究成果の有効利用及び経営合理化に引き続き努めてまいります。

(b) がんプレシジョン医療関連事業

当社の連結子会社であるCPM社は、がん遺伝子解析及び免疫解析に基づく臨床検査並びに研究受託を医療機関、製薬企業及び研究機関等に対して提供しております。また、CPM社は、当社の事業部門でありオンコアンチゲンをはじめとした、がん免疫療法の研究開発及びT/B細胞受容体

(TCR/BCR) レパトア解析サービスを行っていた腫瘍免疫解析部の事業を承継しております。具体的な検査及び解析事業は以下のとおりです。

(i) 全ゲノムシーケンス解析及びデータ解析

全ゲノムシーケンス解析は、ゲノム全域を対象に遺伝子情報を解析する手法です。従来実施している全エクソームシーケンス解析は、タンパク質を作る情報を持つ遺伝子の部分を集中的に解読するもので、その領域はゲノム全体の約

2%に相当します。そのため全エクソームシーケンス解析は高効率、低コストで実施できますが、がん細胞でしばしば見られるゲノムの大規模な入れ替わりや欠如等の変異を検出するのは難しいとされています。これに対し、全ゲノムシーケンス解析はこれらの変異も検出することができるため、より包括的な情報を取得することができます。

CPM社は、厚生労働省による「全ゲノム解析等実行計画」に基づく事業について継続して受注を獲得しており、今後も継続的に大規模遺伝子解析業務へ参画してまいります。また、全ゲノム解析の日常診療への普及を通じて、より多くのがん患者さんに貢献することを目指し、解析工程の自動化およびシステム管理等、検査室の体制整備に取り組んでおります。

また、CPM社は、ロングリードシーケンスによる全ゲノムシーケンス等の解析技術を新たに導入いたしました。さらに、ロングリードシーケンス等により得られる膨大なデータを高速に処理し、必要な情報を整理するゲノムデータ解析の技術開発を行うため、東京大学医科学研究所附属ヒトゲノム解析センターと共同研究契約を締結し、ゲノム研究およびゲノム医療のさらなる促進を目指しております。

(ii) ネオアンチゲン解析及びネオアンチゲン樹状細胞療法

ネオアンチゲン解析は、がん細胞に生じた体細胞変異に由来し、免疫細胞の標的となる新生抗原（ネオアンチゲン）を解析する手法です。患者さん自身の腫瘍組織検体を用いて解析を行う方法に加えて、腫瘍組織が入手できない患者さんについては、血液を利用したリキッドバイオプシーの手法を用いてネオアンチゲン解析を行うことが可能になっています。

ネオアンチゲンは、正常細胞には発現していないため、非自己の抗原として非常に強い免疫反応を引き起こすと考えられています。ネオアンチゲン由来のペプチドを利用する樹状細胞療法は、ネオアンチゲン樹状細胞療法と呼ばれて

います。CPM社は、コスモ・バイオ株式会社と、がん免疫療法のためのペプチド合成に関する委受託契約を締結しております。ネオアンチゲン解析により得られた結果に基づき、ペプチド合成をコスモ・バイオ株式会社に委託してがん免疫療法におけるペプチド合成期間の短縮を図るとともに、CPM社が行うがん検体を用いたネオアンチゲン解析サービスに、コスモ・バイオ株式会社が合成したペプチドをCPM社から医療機関及び研究機関に提供するサービスを付加したものを、パッケージ化して提供しています。

(iii) リキッドバイオプシー

リキッドバイオプシーは、血液等の体液を用いて疾患の診断や治療法の選択、治療効果の予測等を行う技術です。がん細胞から血液中に流れ出した微量な遺伝子変異を見つけられることから、がんの早期発見や適切な治療薬の選択、再発のモニタリングに有用であると考えられています。従来の組織生検に比べて身体への負担が少なく繰り返し検査を行うことができ、全身の状態をリアルタイムに調べられることが特長です。

CPM社は、研究機関及び医療機関等との共同研究の成果をもとに、薬剤選択や治療後のモニタリング、健康診断等を目的としたパネル解析、デジタルPCR法、cfDNA定量検査を医療機関より受託しております。

また、CPM社は、保険診療下で実施可能な、リキッドバイオプシーによりがん遺伝子を検査する新しいパネル及び検査手法（以下、「新規がん遺伝子パネル検査」といいます。）の開発に着手しております。本新規がん遺伝子パネル検査は、様々な固形がんに共通するがん遺伝子変異を対象にしており、既存の治療薬の標的となる遺伝子変異を包括的かつ安価に解析することを目指しております。また、がんと関連しない変異であるクローン性造血を対象に含めることにより、リキッドバイオプシーにおける偽陽性の評価や、クローン性造血のモニタリングに

利用することも目的としています。さらに、保険適用を目指し、医療機器製造販売を行う企業との提携について検討を進めてまいります。本新規がん遺伝子パネル検査を開発することによって、繰り返しの検査に利用しやすく、保険診療下でも実施可能なリキッドバイオプシーの普及を目指すとともに、がんの早期発見や適切なタイミングでの治療薬の選択、感度の高い再発モニタリングの実現に貢献できるものと考えております。

(iv) 免疫反応解析

免疫反応解析はがんや自己免疫疾患、感染症、アレルギー等の様々な疾患において、抗原特異的免疫応答を解析するために幅広く利用されています。

CPM社は、免疫反応解析に係る複数の解析技術を有し、「申請資料の信頼性の基準（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第43条）」に準拠した試験にも対応しており、企業治験における解析試験の受託も行っております。

(v) その他臨床検査及び受託解析サービス

CPM社は、上記（i）～（iv）の他、ヒトゲノムのうちタンパク質を翻訳するエクソン領域（エクソーム）を解析する全エクソームシーケンス解析、細胞中に存在する全てのRNAの配列及び発現量を解析するRNAシーケンス解析、単一細胞レベルでの遺伝子発現プロファイルを取得するシングルセルRNAシーケンス解析並びに微生物ゲノムを解析するメタゲノムシーケンス解析等を提供しております。市場動向や顧客からのご要望を踏まえ、新規技術の導入及びサービスの拡充を進めております。

なお、CPM社は、株式会社エムエステクノシステムズとのELISPOT解析の実施を検討する顧客の全般的なサポートを目的としたサービスを構築・運用するパートナーシップ契約の締結や、株式会社JTBとの訪日外国人受診希望者に対する自由診療によるがん遺伝子パネル検査及びネオアンチゲン療法等の医療コーディネート

に係る業務提携契約の締結等により、営業体制を強化しております。

さらに、CPM社は、CPMクリニカルラボでの臨床検査事業において臨床検査の品質管理における世界標準であるCAP (College of American Pathologists : 米国臨床病理医協会) 認定、また、受託検査事業において情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の国際規格である「ISO/IEC 27001:2022」認証を取得いたしました。

(vi) 獣医療分野における臨床検査事業の取り組み

CPM社では、がんの臨床検査及び免疫療法に関するノウハウを活かし、獣医療分野における臨床検査事業に着手しております。近年、獣医療分野は、ペットの高齢化や医療の高度化により市場拡大が見込まれています。一方で、ゲノムデータの蓄積が十分でなく、ゲノム医療や創薬研究が十分に展開できていないことが課題となっています。このため、CPM社がこれまで蓄積してきたがんの早期発見及び再発モニタリングのためのリキッドバイオプシーや、ネオアンチゲンを利用したがん免疫療法のための遺伝子解析等の臨床検査のノウハウを活かし、獣医療分野の研究機関等と連携して臨床検査の有用性について検討し、獣医療分野にも貢献してまいります。

なお、CPM社は、公立大学法人大阪と獣医療分野におけるリキッドバイオプシーに係る共同研究契約を締結しており、がん治療後のイヌ血漿中のcfDNAを経時的にサンプリングし、がんの再発をモニタリングする指標の確立を目指したデータ収集を行います。また、株式会社WOLVES HANDと獣医療分野におけるリキッドバイオプシーによるがんの早期発見に係る共同研究契約を締結しており、同社の獣医先端医療研究所において治験を開始したことが公表されております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は63,216千円であり、その主なものは、がんプレジジョン医療関連事業による工具、器具及び備品の追加取得（61,861千円）であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中、当社において、Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund、MAP246 Segregated Portfolio及びBEMAP Master Fund Ltd.を割当先とした第三者割当による新株式の発行等により182,258千円、第37回及び第38回新株予約権（行使価額修正条項付）が行使されたことにより、2,141,800千円を調達いたしました。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、対処すべき課題を以下のように考えております。

① 基礎研究の継続的な実施

当社グループは2001年から2013年にかけて元東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター長（現国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長、東京大学名誉教授、シカゴ大学名誉教授）中村祐輔教授との共同研究により、ほぼ全てのがんを対象とした網羅的な遺伝子発現解析等を実施し、多くのがん治療薬開発に適した標的分子を同定いたしました。現在、それらの標的に対する創薬研究を積極的に展開し、これら創薬研究の成果を基にした複数の臨床試験を実施中又は準備中の医薬品候補物質を多数有しております。

基礎研究の継続的な実施は当社グループ事業の将来にかかる重要課題の一つとして認識しており、今後も当社独自及び共同研究等による研究体制の充実と円滑な推進のための対応を図っていく方針であります。

② 創薬研究の確実な推進

当社グループは基礎研究の成果をもとに、臨床応

用を目指して低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬等の創薬研究を実施し、ファースト・イン・クラスの創薬を目指します。

③ 臨床開発の確実かつ迅速な推進

当社グループは、「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんと闘いに勝つこと」を企業使命とし、国内外において、当社グループ独自で複数の臨床試験を行っており、提携先製薬企業とも共同で臨床試験を行っております。当社グループは、非臨床試験データに基づいた適応症の選択を行い、臨床開発を確実かつ迅速に推進させていく方針です。

④ 新規提携先の開拓及び既存提携先との提携事業の確実な推進

当社グループは、一日も早くがん治療薬を上市することを企業使命とし、今後とも新規提携先を積極的に開拓するとともに、提携先製薬企業との戦略的対話を促進し、提携先が実施する臨床開発の側面支援、後方支援を強化することにより提携事業を確実かつ迅速に進め、一日も早く当社グループの医薬品候補化合物の上市を目指します。

⑤ がんプレジジョン医療関連事業への取り組み

がんプレジジョン医療関連事業につきましては、がん細胞の詳細な遺伝子解析サービス（全ゲノムシークエンス解析、ネオアンチゲン解析及びネオアンチゲン樹状細胞療法等）、血中のがん細胞を早期検出するためのリキッドバイオプシーといったがん遺伝子の大規模解析検査及びTCR/BCRレパトア解析、免疫反応解析等の解析サービスの共同研究及び事業実施に加えて、新規がん遺伝子パネル検査の開発やネオアンチゲン樹状細胞療法及びTCR遺伝子導入T細胞療法等の新しい個別化がん免疫療法の研究も進めてまいります。

⑥ 経営環境及び経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループの事業に深い関連を有する抗がん剤市場を取り巻く状況は、高齢化の進行、がん診断による早期発見の増加、分子標的治療薬の登場、及びがんプレジジョン医療の進展等により、市場は拡大

しており、当社グループは今後においても同様に市場は拡大するものと想定しております。

この様な市場の拡大は、参入企業の増加、潜在的な競合企業の増加の要因とも考えられ、また、異業種間の連携により技術革新等が飛躍的に進展する可能性もあり、当社グループを取り巻く事業環境は、急激な変化を生じる要素を数多く内包しているものと考えられます。このような経営環境のもと、当社グループの事業展開における重要な要素としては、「事業推進のスピード」「事業領域の拡大」「リスクとリターンのバランス」といった3点が挙げられます。

事業推進のスピードにつきましては、医薬品業界、特にバイオテクノロジー業界においては、世界的な新薬開発競争とその新薬開発のための様々な研究開発や技術開発が世界的規模で行われており、当社グループの研究活動もこのスピード競争を勝ち抜き、質の高い研究成果を一日も早く臨床開発へ進展させることが当社の優位性を確保する上で非常に重要であると認識しております。また、今後市場が拡大すると予想するがんプレシジョン医療につきましても、質の高いがん遺伝子の大規模解析検査ならびにがん免疫療法の研究開発をより早く進展させることが非常に重要であると認識しております。

事業領域の拡大につきましては、現在当社グループは、低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬等で創薬研究を展開しており、さらにがんプレシジョン医療への積極的な取り組み、特に保険診療を含む臨床市場をターゲットとした分野への参入等により、今後とも、より積極的に事業を拡大していく方針であります。また、臓器線維症治療標的として有望な可能性があると言われるキナーゼを強力かつ選択的に阻害する活性を持つ化合物を当社化合物ライブラリ内で確認したため、ライセンスアウトを目標に研究を実施しております。このような事業領域の拡大により、当社グループの研究成果を、より多くの医薬品開発用途へ応用することにより、事業価値を高めたいと考えています。

最後にリスクとリターンのバランスですが、当社グループの最大の強みは、自社で設計した新規の化

学構造を有する独自の化合物ライブラリを持つことであり、またがんのみならず数多くのゲノム創薬にもとづく創薬ターゲットを所有していることであります。ただし、それら多数の創薬ターゲットの全てについて、多岐の用途にわたる創薬研究と臨床開発を、当社グループのみの資源と費用で、かつ世界的な競争に打ち勝つスピードで遂行することは、膨大な設備投資と研究開発費を必要とし、資金的なリスクを生じせしめます。当社グループとしては、製薬企業等との積極的な提携契約の締結や研究開発の提携等により、製品化の可能性を極大化しつつ、リスクは経営上合理的なレベルにとどめる方針を現時点では採用しています。本方針により、事業展開からの成果や利益といったリターンをパートナーと共有することにはなりますが、可能性のある製品を商業化できないリスクやスピード競争に負けるリスクを低減することができます。なお、本社ならびに研究開発拠点の移転や、人員配置の見直しによる業務効率化等にも積極的に取り組んでおり、あらゆるコストの見直し及び削減を継続して強化してまいります。

今後ともリスクとリターンのバランスに十分配慮し、最善と考えられる経営判断を行っていきたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第22期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第23期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第24期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第25期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) (当連結会計年度)
事業収益	1,134百万円	610百万円	750百万円	808百万円
経常損失	1,133百万円	1,136百万円	815百万円	845百万円
親会社株主に 帰属する 当期純損失	1,118百万円	1,288百万円	815百万円	910百万円
1株当たり 当期純損失	5円81銭	6円05銭	3円12銭	2円77銭
総資産	1,511百万円	867百万円	1,155百万円	2,359百万円
純資産	855百万円	353百万円	729百万円	2,141百万円
1株当たり 純資産	4円04銭	1円28銭	2円42銭	5円40銭

- (注) 1. 「1株当たり当期純損失」は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 「1株当たり純資産」は、期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第22期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第23期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第24期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第25期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) (当期)
事業収益	9百万円	0百万円	3百万円	2百万円
経常損失	1,086百万円	873百万円	712百万円	775百万円
当期純損失	1,117百万円	1,007百万円	815百万円	910百万円
1株当たり 当期純損失	5円80銭	4円74銭	3円12銭	2円77銭
総資産	949百万円	507百万円	840百万円	2,252百万円
純資産	574百万円	353百万円	729百万円	2,142百万円
1株当たり 純資産	2円58銭	1円28銭	2円42銭	5円40銭

- (注) 1. 「1株当たり当期純損失」は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 「1株当たり純資産」は、期末発行済株式総数により算出しております。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、大学や外部研究機関との共同研究等によって得られた成果、すなわち網羅的遺伝子解析により、がん細胞において高頻度に高発現し、正常細胞ではほとんど発現していないがん関連遺伝子情報及びがん関連遺伝子が作り出すタンパク質、その他の遺伝子産物の機能解析情報等を活用し、がん治療薬の上市を目指して、低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬等の創薬研究を実施しております。当社は、これら創薬研究の結果得られた医薬品候補物質を、当社グループ独自で又は提携先製薬企業と共同で、臨床開発を実施する等、医薬品に関する研究開発事業を行っております。

また、がんプレシジョン医療関連事業につきましては、がん細胞の詳細な遺伝子解析サービス（全ゲノムシーケンス解析、ネオアンチゲン解析及びネオアンチゲン樹状細胞療法等）、血中のがん細胞を早期検出するためのリキッドバイオプシーといったがん遺伝子の大規模解析検査及びTCR/BCRレパトア解析、免疫反応解析等の解析サービスの共同研究及び事業実施に加えて、新規がん遺伝子パネル検査の開発やネオアンチゲン樹状細胞療法及びTCR遺伝子導入T細胞療法等の新しい個別化がん免疫療法の研究開発を進めております。

(8) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

- ① 当社 本社神奈川県川崎市川崎区東田町1番地2
ラボ神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目25番10号
- ② 子会社 株式会社Cancer Precision Medicine
本社神奈川県川崎市川崎区東田町1番地2
CPMクリニカルラボ
神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目25番10号
CPM有明サテライトラボ
東京都江東区有明三丁目7番18号

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数	前期末比増減
「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業	18名 (-1名)	1名減 (1名減)
がんプレシジョン医療関連事業	28名 (4名)	1名減 (1名減)
合計	46名 (4名)	1名減 (2名減)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数の(外書)は、臨時従業員の当連結会計年度の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
18名 (-1名)	1名減 (1名減)	46.3歳	11.9年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()に外数で記載しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

(2026年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(子会社) 株式会社 Cancer Precision Medicine	千円 50,000	% 63.6	がん遺伝子の大規模解析検査 がん免疫療法の研究開発

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 770,000,000株

(注) 2025年6月24日開催の第24回定時株主総会の決議に基づく定款の一部変更により、2025年6月24日付で、発行可能株式総数を385,000,000株から770,000,000株に変更しております。

(2) 発行済株式の総数 383,643,700株
(自己株式128株を含む)

(注) 当事業年度における新株式の発行及び新株予約権の行使により112,000,000株増加しております。

(3) 株主数 50,685名
(前期末比 5,130名増)

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
中村祐輔	12,511,000株	3.26%
楽天証券株式会社共有口	9,155,500株	2.39%
特定有価証券信託受託者 株式会社S M B C 信託銀行	7,300,000株	1.90%
中鶴修一	5,850,000株	1.52%
野村證券株式会社	3,781,200株	0.99%
仲榮眞正雄	3,000,100株	0.78%
古川洋一	2,943,000株	0.77%
後藤知近	2,850,000株	0.74%
手柴智行	2,553,000株	0.67%
荒川博文	2,487,400株	0.65%

(注) 持株比率は自己株式を控除した発行済株式の総数を基準として計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2025年4月10日付の当社取締役会において、第三者割当による新株式及び第37回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行することを決議しており、第三者割当による新株式発行及び第37回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使による新株式発行により、発行済株式総数は67,000,000株増加しております。

また、2025年11月21日付の当社取締役会において、第三者割当による新株式及び第38回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行することを決議しており、当事業年度における発行済株式総数は、第三者割当によ

る新株式発行及び第38回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使による新株式発行により45,000,000株増加しており、2026年5月14日現在、第38回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使による新株式発行により15,000,000株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

新株予約権の数 6,100個
 目的となる株式の種類及び数 普通株式 610,000株
 取締役、監査役の保有する新株予約権の区分合計

	回次	新株予約権の行使価額	行使期間	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第32回	11,900円	2023年6月16日から 2031年6月10日まで	3,000個	普通株式 300,000株	2名
	第33回	11,900円	2023年6月16日から 2031年6月10日まで	1,000個	普通株式 100,000株	1名
社外 取締役	第32回	11,900円	2023年6月16日から 2031年6月10日まで	1,000個	普通株式 100,000株	1名
監査役	第32回	11,900円	2023年6月16日から 2031年6月10日まで	1,100個	普通株式 110,000株	3名

- (注) 1. 取締役1名が保有している第33回新株予約権は、社外協力者として取締役就任前に付与されたものです。
 2. 監査役1名が保有している第32回新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。
 3. 新株予約権の行使の条件
 被付与者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、もしくは使用人の地位にある、また社外協力者については当社への協力関係を維持していること。

(2) 当事業年度中に使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

①2025年4月10日付の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

香港に所在する機関投資家であるLong Corridor Asset Management Limited（香港 SFC 登録番号：BMW115）が一任契約の下に運用を行っている、英国領ケイマン島に設立された免税有限責任会社（Exempted Company in Cayman with Limited

Liability) である Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund (以下、「LCA0」といいます。) 及び英国領ケイマン島に設立された分離ポートフォリオ会社 (Segregated Portfolio Company) である LMA SPC の分離ポートフォリオ (Segregated Portfolio) である MAP246 Segregated Portfolio (以下、「MAP246」といい、LCA0 及び MAP246 を個別に又は総称して、以下、「割当先」といいます。) を割当先として第三者割当の方法によるオンコセラピー・サイエンス株式会社第37回新株予約権 (以下、「本新株予約権」といいます。) を発行しております。

①割当日	2025年4月28日
②発行新株予約権数	630,000個
③発行価額	総額5,670,000円 (本新株予約権1個につき9円)
④当該発行による潜在株式数	63,000,000株 (新株予約権1個につき100株) 本新株予約権について、上限行使価額はありません。 本新株予約権について、下限行使価額は11円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は63,000,000株です。
⑤調達資金の額 (新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	1,391,670,000円 (差引手取概算額: 1,370,696,650円) (内訳) 新株予約権発行による調達額: 5,670,000円 新株予約権行使による調達額: 1,386,000,000円 差引手取概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

<p>⑥行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額 22円 2025年4月30日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、「修正日」といいます。）の属する週の前週の最終取引日（以下、「修正基準日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の小数第1位未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正基準日価額」といいます。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、本新株予約権の行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます（以下、修正後の行使価額を「修正後行使価額」といいます。）。なお、修正後行使価額の算出において、修正基準日から修正日までの間に発行要項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されます。 なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます（別段の記載がなされる場合を除き、以下同じ。）。 但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。</p>
<p>⑦募集又は割当方法（割当先）</p>	<p>第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 LCAO 535,500個 MAP246 94,500個</p>
<p>⑧新株予約権の行使期間</p>	<p>2025年4月30日から2028年4月28日までとします。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とします。</p>
<p>⑨その他</p>	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約（以下、「本新株予約権引受契約」といいます。）を締結しております。 本新株予約権引受契約においては、割当予定先が新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要する旨が規定されております。</p>

（注）本新株予約権については、2025年9月24日に行使がすべて完了しております。

②2025年11月21日付の取締役会決議に基づき発行した
新株予約権

LCA0、MAP246及び英国領ケイマン島に設立された
免税有限責任会社（Exempted Company in Cayman
with Limited Liability）であるBEMAP Master Fund
Ltd.（以下「BEMAP」といい、LCA0、MAP246及び
BEMAPを個別に又は総称して、以下、「割当先」とい
います。）を割当先として第三者割当の方法による
オンコセラピー・サイエンス株式会社第38回新株予
約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発
行しております。

①割当日	2025年12月8日
②発行新株予約権数	796,000個
③発行価額	総額2,388,000円 （本新株予約権1個につき3円）
④当該発行による 潜在株式数	79,600,000株（新株予約権1個につき100株） 本新株予約権について、上限行使価額はあり ません。 本新株予約権について、下限行使価額は11 円ですが、下限行使価額においても、潜在 株式数は79,600,000株です。
⑤調達資金の額 （新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額）	1,660,435,350円（差引手取概算額） （内訳） 新株予約権発行による調達額： 2,388,000円 新株予約権行使による調達額： 1,671,600,000円 差引手取概算額は、本新株予約権が全て当 初行使価額で行使された場合の調達金額を 基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額 に本新株予約権の行使に際して出資される 財産の価額を合算した額から、発行諸費用 の概算額を差し引いた金額です。そのた め、行使価額が修正又は調整された場合 には、調達資金の額及び差引手取概算額は増 加又は減少する可能性があります。また、 本新株予約権の行使期間中に行使が行われ ない場合及び当社が取得した本新株予約権 を消却した場合には、調達資金の額及び差 引手取概算額は減少する可能性があります。

<p>⑥行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額 21円 2025年12月9日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、「修正日」といいます。）の属する週の前週の最終取引日（以下、「修正基準日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の93%に相当する金額の小数第1位未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正基準日価額」といいます。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、本新株予約権の行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます（以下、修正後の行使価額を「修正後行使価額」といいます。）。なお、修正後行使価額の算出において、修正基準日から修正日までの間に発行要項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されます。 なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます（別段の記載がなされる場合を除き、以下同じ。）。 但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。</p>
<p>⑦募集又は割当方法（割当先）</p>	<p>第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 LCAO 597,000個 MAP246 71,640個 BEMAP 127,360個</p>
<p>⑧新株予約権の行使期間</p>	<p>2025年12月9日から2027年12月8日までとします。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とします。</p>
<p>⑨その他</p>	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約（以下、「本新株予約権引受契約」といいます。）を締結しております。 本新株予約権引受契約においては、割当予定先が新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要する旨が規定されております。</p>

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	嶋 田 順 一	株式会社Cancer Precision Medicine 代表取締役社長 株式会社UBSJ取締役会長 株式会社ラボリサイクル取締役 Science Hub Services PTE Ltd. Singapore取締役
取締役会長	加 藤 肇 夫	ウィルビー株式会社代表取締役
取 締 役	朴 在 賢	Chief Scientific Officer 管理本部統括取締役 株式会社Cancer Precision Medicine 取締役 株式会社IMBdx日本支店長
取 締 役	三 木 義 男	東京医科歯科大学名誉教授 筑波大学プレジジョン・メディスン 開発研究センター客員教授 株式会社Cancer Precision Medicine 取締役 医誠会国際総合病院特任副院長
取 締 役	小 峰 雄 一	公認会計士 税理士法人総合税務会計代表社員 株式会社サン・ライフホールディ ング取締役（監査等委員）
常勤監査役	山 根 由 香	株式会社Cancer Precision Medicine 監査役
監 査 役	高 木 美也子	東京通信大学特任教授
監 査 役	田 島 照 久	公認会計士 田島公認会計士事務所代表 株式会社田島会計事務所代表取締役 株式会社PRISM BioLab監査役 トーセイ・リート投資法人監督役員 株式会社モダリス取締役（監査等委員） レナセラピューティクス株式会社監査役 ジェイファーマ株式会社取締役 （監査等委員） 株式会社松屋フーズホールディ ングス監査役

- (注) 1. 取締役のうち、三木義男氏及び小峰雄一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、高木美也子氏及び田島照久氏は、社外監査役であります。
3. 監査役のうち、高木美也子氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役の田島照久氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 代表取締役社長嶋田順一氏、取締役朴在賢氏、三木義男氏ならびに監査役山根由香氏が兼職しております株式会社Cancer Precision Medicineは当社連結子会社であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、取締役及び監査役のいずれも100万円又は法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為(マネジメントリスク)に対する法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	49	49	—	—	5
(うち社外取締役)	(6)	(6)	(—)	(—)	(2)
監査役	12	12	—	—	3
(うち社外監査役)	(3)	(3)	(—)	(—)	(2)
合計	61	61	—	—	8
(うち社外役員)	(9)	(9)	(—)	(—)	(4)

(注) 上記表に記載した報酬等以外に役員等賠償責任保険(D&O保険)の保険料850千円を支払っております。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

ハ. 業績連動報酬等に関する事項
該当事項はありません。

ニ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「へ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における保有状況は「3. (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況」に記載しております。

ホ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2004年6月29日開催の定時株主総会決議において年額150,000千円以内となっております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の報酬限度額は、2001年4月6日開催の臨時株主総会決議において年額30,000千円以内となっております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月24日開催の第19回定時株主総会において、取締役及び監査役に対し報酬等として新株予約権を付与することを決議（以下、本決議といいます。）しております。本決議において、取締役に付与する新株予約権は40,000個（うち社外取締役分は20,000個）、監査役に付与する新株予約権は6,000個（うち社外監査役分は4,000個）をそれぞれ上限としております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は3名）、監査役の員数は、3名です。

へ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を以下のとおり決議しております。

基本方針

取締役の報酬等の額については、株主総会決議の範囲内で、役員が継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、当社グループの企業価値増大に資するよう、各役員の仕事の地位、職責等に応じ、当社の業績、経営環境、他社の動向等を勘案し決定する。

1. 取締役の個別報酬等の内容に関する方針

取締役の報酬等は、固定の金銭報酬、及びストックオプションからなり、その構成割合は、取締役が継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、当社グループの企業価値増大に資するよう、当社の経営環境、経営状況、他社の動向等を勘案し決定する。

固定報酬は、各取締役の地位、職責等に応じ、当社の業績、経営環境、他社の動向等を勘案の上で決定し、月次で支払う。

ストックオプションは、取締役に対して、当社グループの業績向上に対する意欲や指揮を高めることを目的として、役位及び職務の内容に応じて、当社の経営状況及び経営環境を考慮し、必要に応じて都度、支給する。新株予約権の発行数は、希薄化等の影響を考慮し、適切な上限を設けて実施する。新株予約権の割当条件、行使条件、その他の条件は、取締役に対して、企業価値向上のための適切なインセンティブとして機能するよう設計する。

2. 取締役の個別報酬等の決定方法に関する方針

固定報酬は、個別報酬額の決定について、代表取締役社長に一任する。代表取締役は、公正かつ合理的な取締役報酬となるよう、会社業績、個人業績等を勘案し、職責と成果に基づく公平かつ公正な処遇についても考慮のうえ個別取締役報酬額を決定する。代表取締役の権限が適切に行使されるよう、取締役会は取締役への支給総額の上限を株主総会決議の範囲内で決議し、必要に応じて、社外取締役との事前協議等を行う。

ストックオプションは、取締役に支給する個数等について、取締役会で決議する。

ト. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の報酬等の額について、報酬等の総額の上限を取締役会で決議し、各取締役の報酬等の額は代表取締役社長嶋田順一に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。当事業年度の取締役の報酬等の額については、2025年6月24日開

催の取締役会において取締役報酬の上限を決定、その範囲内で個人配分は代表取締役社長嶋田順一に委任することを決議しております。委任先の代表取締役社長に対し上記基本方針に記載の措置が講じられており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

- チ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役三木義男氏は、東京医科歯科大学名誉教授、筑波大学プレジジョン・メディスン開発研究センター客員教授、医誠会国際総合病院特任副院長であり、当社はいずれの法人との間にも特別な関係はありません。なお、同氏が取締役を務める株式会社 Cancer Precision Medicineは当社の連結子会社です。

取締役小峰雄一氏は、税理士法人総合税務会計代表社員、株式会社サン・ライフホールディング取締役（監査等委員）であり、当社はいずれの法人との間にも特別な関係はありません。

監査役高木美也子氏は、東京通信大学特任教授であり、当社は東京通信大学との間に特別な関係はありません。

監査役田島照久氏は、田島公認会計士事務所代表であり、当社は同事務所との間に特別な関係はありません。また同氏は、株式会社田島会計事務所代表取締役、株式会社ロングリーチグループ監査役、株式会社PRISM BioLab監査役、トーセイ・リート投資法人監督役員、株式会社モダリス取締役（監査等委員）、レナセラピューティクス株式会社監査役、ジェイファーマ株式会社取締役（監査等委員）、株式会社松屋フーズホールディングス監査役であり、当社はいずれの法人との間にも特別な関係はありません。

② 取締役会及び監査役会への出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	三 木 義 男	当期開催された取締役会12回全回に出席しております。当社研究開発内容に精通し、主に医師ならびに研究者としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。
取 締 役	小 峰 雄 一	当期開催された取締役会12回全回に出席しております。当社業務に精通し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。
監 査 役	高 木 美也子	当期開催された取締役会12回全回に、また当期開催された監査役会12回全回に出席しております。当社企業活動に関する豊富な見識から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。
監 査 役	田 島 照 久	当期開催された取締役会12回全回に、また当期開催された監査役会12回全回に出席しております。主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 やまと監査法人

(2) 報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 20,000千円
- ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 一千円
- ③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 20,000千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように2008年3月24日取締役会決議において「コンプライアンス基本規程」及び「企業行動基準」を定めておりますが、2010年9月27日開催の取締役会決議において、その徹底を図るため一部改訂し、引き続き啓蒙活動を実施しております。また、「内部通報規程」を整備し、不正行為等の早期発見を図るものといたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書保存管理規程」を整備し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することといたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに備え「リスク管理規程」を設け、事業リスクその他の個別リスクに対する管理システムを整備し、適切な運営を図ることとします。

不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えることといたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとします。取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることといたします。

(5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

会社及びグループ企業での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達などが効率的に行われるべく「関係会社管理規程」を整備し運用することといたします。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会が必要とした場合、監査役会の職務を補佐する使用人を置くものとします。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した

上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保することといたします。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の
監査が実効的に行われることを確保するための体制
ならびに監査役の職務の執行について生ずる費用又は
債務の処理に係る方針に関する事項

取締役及び使用人は、業務又は業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとし、なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることといたします。また、監査役への報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないような体制を整備します。

監査役は、必要に応じて会計監査人、弁護士その他の専門家と相談し、重要な改善策を取締役会等に具申することといたします。なお、監査役がその職務執行について費用等の請求をしたときは、監査役の職務執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用を支出します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催され、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は12回開催いたしました。
- ② 監査役は監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

8. 株式会社の支配に関する基本方針について

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上していくことを可能にする者であるべきと考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、当社株式の取引は、株主、投資家の自由意思に委ねるのが原則であり、大規模買付行為がなされた場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。最終的には、株式の大規模買付提案に応じるべきかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきと考えています。

しかしながら、大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保持し続けることが困難であると予測されるなど、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう恐れのあるものや、当社グループの企業価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的に決定をされるために必要な情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

とりわけ当社グループは「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」を企業使命として掲げており、患者様の生命や健康に直結する事業を進めていることから、その経営においては高い倫理観とバイオテクノロジーに関する専門的な知識・ノウハウ等が要求されます。

このようなことから、当社は、大規模買付行為がなされた場合には、株主の皆様にご提供される情報、検討機会を十分確保する方策が必要であると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社の研究開発は、2001年4月からの東京大学医科学研究所との共同研究により出発致しました。当該研究は、各がん種において特異的に発現する遺伝子を網羅的に解析することにより、創薬ターゲットとなるがん関連遺伝子及び遺伝子産物を単離することを目的としており、主に基礎研究領域に重点を置いたものとなっています。

その後、基礎研究の継続的な実施による進展とともに

に、当社グループの事業領域は、より医薬品の開発に近い創薬研究へと拡大しており、低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬の各領域において、臨床応用を目指した創薬研究を実施しております。さらに、国内外において、提携先製薬企業と共同で、又は当社グループ独自で複数の臨床試験を実施しております。

このように、当社グループは「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」という企業使命の実現のため、日々研究開発を推進しています。当社グループは、これらの研究開発の進展こそが当社グループの企業価値向上の源泉であると考えています。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討してまいりたいと考えております。しかしながら現時点では将来のがん治療薬の上市に向け、基礎研究、創薬研究ならびに医薬品の開発を継続的に実施する段階にあるため、当面は内部留保に努め、研究開発資金の確保を優先しております。

なお、剰余金配当は株主の皆様の意見を反映できるよう株主総会において決定することとしております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,309,848	流動負債	169,967
現金及び預金	2,089,338	未払金	140,764
売掛金	103,542	契約負債	12,106
仕掛品	22,777	未払法人税等	2,160
原材料及び貯蔵品	39,662	その他	14,936
その他	54,527	固定負債	47,406
固定資産	49,505	資産除去債務	47,406
投資その他の資産	49,505	負債合計	217,374
差入保証金	49,505	(純資産の部)	
		株主資本	2,070,392
		資本金	50,000
		資本剰余金	29,839,284
		利益剰余金	△27,818,886
		自己株式	△5
		新株予約権	71,588
		純資産合計	2,141,980
資産合計	2,359,354	負債及び純資産合計	2,359,354

連結損益計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事業収益		808,530
事業費用		
売上原価	794,565	
研究開発費	534,940	
販売費及び一般管理費	289,409	1,618,916
営業損失		810,385
営業外収益		
還付加算金	66	
その他	0	66
営業外費用		
支払利息	1,311	
株式交付費	31,566	
為替差損	2,615	35,493
経常損失		845,811
特別利益		
新株予約権戻入益	550	550
特別損失		
減損損失	63,216	63,216
税金等調整前当期純損失		908,478
法人税、住民税及び事業税	2,160	2,160
当期純損失		910,638
親会社株主に帰属する当期純損失		910,638

連結株主資本等変動計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式
当連結会計年度 期首残高	50,000	27,516,414	△26,908,248	△4
当期変動額				
新株の発行	1,161,435	1,161,435		
減 資	△1,161,435	1,161,435		
親会社株主に帰属する 当期純損失			△910,638	
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変動額合計	-	2,322,870	△910,638	△0
当連結会計年度 末残高	50,000	29,839,284	△27,818,886	△5

	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度 期首残高	658,161	70,950	729,111
当期変動額			
新株の発行	2,322,870		2,322,870
減 資	-		-
親会社株主に帰属する 当期純損失	△910,638		△910,638
自己株式の取得	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		638	638
当 期 変動額合計	1,412,230	638	1,412,868
当連結会計年度 末残高	2,070,392	71,588	2,141,980

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社…… 1社

株式会社Cancer Precision Medicine

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- | | |
|---------|-------------|
| (a) 仕掛品 | 個別法による原価法 |
| (b) 原材料 | 移動平均法による原価法 |
| (c) 貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- (i) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
機械及び装置	8年
工具、器具及び備品	2～15年

- (ii) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
なお、特許権については8年、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（3～5年）で償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(i) ライセンス契約等に基づく収入

当社グループは、主に製薬企業等と医薬品の開発権・使用権・販売権のライセンス契約等に基づく収入（契約一時金、マイルストーン、ロイヤリティ）を認識しております。

契約一時金収入は、通常、ライセンス許諾時点において履行義務の全てが充足されることから、開発権・使用権・販売権等を付与した時点で事業収益を認識しております。

マイルストーンに係る収入は、事後に収益の重大な戻入が生じる可能性を考慮し、契約上予め設定された研究開発に関する進捗等によりマイルストーンが達成された時点で、事業収益として認識しております。

ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上収益等を基礎に一定率を対価として算定されており、その発生時点を考慮して事業収益として認識しております。

(ii) 解析サービス等による収入

当社グループは、主にごん細胞の詳細な遺伝子解析サービス、ごん遺伝子の大規模解析検査及びTCR/BCRレパトア解析、免疫反応解析等の解析サービスを行っております。

解析サービス等による収入は、当該約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で事業収益として認識しております。なお、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項の要件を満たすものについては、出荷時に事業収益として認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成の基本となる重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 連結貸借対照表注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,310,083千円
(減損損失累計額を含む)

3. 連結株主資本等変動計算書注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首	増 加	減 少	当連結会計 年 度 末
普通株式 (株)	271,643,700	112,000,000	—	383,643,700

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株式の発行による増加9,000,000株

新株予約権の権利行使による新株式の発行による増加103,000,000株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首	増 加	減 少	当連結会計 年 度 末
普通株式 (株)	101	27	—	128

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り27株による増加分であります。

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

区分	新株予約権の内訳 (取締役会の決議年月日)	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
			当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
提出会社 (親会社)	2021年 6月11日	普通株式	1,190,000	—	10,000	1,180,000
	2021年 6月11日	普通株式	100,000	—	—	100,000
	2025年 4月10日	普通株式	—	63,000,000	63,000,000	—
	2025年 11月21日	普通株式	—	79,600,000	40,000,000	39,600,000
合 計			1,290,000	142,600,000	103,010,000	40,880,000

(4) 配当に関する事項

- ① 配当金支払額
該当事項はありません。
- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針
当社グループは、資金運用については短期的かつ安全性の高い金融商品等に限定する方針です。デリバティブは、利用しておりません。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、営業債務である未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち55.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	49,505	41,279	△8,226

(*) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	2,089,338
売掛金	103,542
合計	2,192,880

差入保証金については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	41,279	—	41,279

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

これらの時価は契約ごとに契約終了時期を合理的に算定し、その期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

5. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業	がんプレジジョン医療関連事業	
ライセンス契約等に基づく収入	2,330	—	2,330
解析サービス等による収入	—	806,200	806,200
顧客との契約から生じる収益	2,330	806,200	808,530
外部顧客への売上高	2,330	806,200	808,530

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	98,855
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	103,542
契約負債（期首残高）	142,054
契約負債（期末残高）	12,106

契約負債は、財又はサービス支配が顧客に移転したことにより履行義務が充足されるときに収益を認識する、顧客から受け取った解析サービスの前受金に関するものであります。当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債に含まれていたものは、142,054千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記
- | | |
|------------|-------|
| 1株当たり純資産額 | 5円40銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 2円77銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

新株予約権の行使

当連結会計年度の末日後、当社が発行いたしました第38回新株予約権につき、2026年5月14日までに、以下の通り行使されております。

(1)行使新株予約権 個数	150,000個(発行総数の18.84%)
(2)交付株式数	15,000,000株
(3)行使価額総額	326,000千円
(4)未行使 新株予約権個数	246,000個
(5)増加する 発行済株式数	15,000,000株
(6)資本金増加額	163,225千円
(7)資本準備金 増加額	163,225千円

以上により、発行済株式総数は398,643,700株、資本金は213,225千円、資本準備金は16,526,442千円となっております。

9. その他の注記
連結損益計算書関係
減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
神奈川県川崎市 川崎区殿町	事業用資産	工具、器具及び 備品、その他	63,216

当社グループは、管理会計上の事業ごとに資産のグルーピングを行っております。

がんプレジジョン医療関連事業に係る資産については、遺伝子解析サービスなどの次世代シーケンサーを活用した解析サービスについて、事業の特性上、現段階では収益が十分に発生するまでに時間を要すると判断したため、慎重に検討した結果、減損損失として特別損失に計上しております。

これらの回収可能価額は使用価値によって測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく評価額が見込めない資産については、回収可能価額を零として算定しております。

がんプレジジョン医療関連事業に係る資産の減損損失の内訳は、工具、器具及び備品61,861千円、その他1,355千円であります。

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

オンコセラピー・サイエンス株式会社

取締役会 御中

やまと監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 木 村 喬
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 遠 坂 匡 紀
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オンコセラピー・サイエンス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンコセラピー・サイエンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、第38回新株予約権の一部について権利行使があった。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負

う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,046,373	流動負債	63,134
現金及び預金	2,003,236	未払金	54,303
売掛金	32	未払費用	4,271
前払費用	4,766	未払法人税等	1,210
その他	38,338	預り金	3,349
固定資産	206,223	固定負債	47,441
投資その他の資産	206,223	資産除去債務	2,994
関係会社長期貸付金	2,630,000	長期預り金	44,447
差入保証金	49,505	負債合計	110,576
貸倒引当金	△2,473,282	純資産の部	
		株主資本	2,070,432
		資本金	50,000
		資本剰余金	29,711,213
		資本準備金	16,363,217
		その他資本剰余金	13,347,995
		利益剰余金	△27,690,775
		その他利益剰余金	△27,690,775
		繰越利益剰余金	△27,690,775
		自己株式	△5
		新株予約権	71,588
		純資産合計	2,142,020
資産合計	2,252,596	負債及び純資産合計	2,252,596

損益計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事業収益		2,637
事業費用		
研究開発費	534,219	
販売費及び一般管理費	237,436	771,655
営業損失		769,018
営業外収益		
受取利息	12,806	
業務受託料	14,431	
その他	66	27,305
営業外費用		
株式交付費	31,566	
為替差損	2,665	34,232
経常損失		775,945
特別利益		
新株予約権戻入益	550	550
特別損失		
貸倒引当金繰入額	134,075	134,075
税引前当期純損失		909,471
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
当期純損失		910,681

株主資本等変動計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首高	50,000	15,201,782	12,186,560	27,388,343	△26,780,094	△26,780,094	△4	658,244
当期変動額								
新株の発行	1,161,435	1,161,435		1,161,435				2,322,870
減資	△1,161,435		1,161,435	1,161,435				-
当期純損失					△910,681	△910,681		△910,681
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	1,161,435	1,161,435	2,322,870	△910,681	△910,681	△0	1,412,188
当期末高	50,000	16,363,217	13,347,995	29,711,213	△27,690,775	△27,690,775	△5	2,070,432

	新株予約権	純資産合計
当期首高	70,950	729,194
当期変動額		
新株の発行		2,322,870
減資		-
当期純損失		△910,681
自己株式の取得		△0
株主資本以外項目の当期変動額(純額)	638	638
当期変動額合計	638	1,412,826
当期末高	71,588	2,142,020

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(i) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

(ii) 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(a) 原材料

移動平均法による原価法

(b) 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
機械及び装置	8年
工具、器具及び備品	3～15年

(ii) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
なお、特許権については8年、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）で償却しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該関係会社の財務内容等を勘案し、計上することとしております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ライセンス契約等に基づく収入

当社は、主に製薬企業等と医薬品の開発権・使用权・販売権のライセンス契約等に基づく収入（契約一時金、マイルストーン、ロイヤリティ）を認識しております。

契約一時金収入は、通常、ライセンス許諾時点において履行義務の全てが充足されることから、開発権・使用权・販売権等を付与した時点で事業収益を認識しております。

マイルストーンに係る収入は、事後に収益の重大な戻入が生じる可能性を考慮し、契約上予め設定された研究開発に関する進捗等によりマイルストーンが達成された時点で、事業収益として認識しております。

ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上収益等を基礎に一定率を対価として算定されており、その発生時点を考慮して事業収益として認識しております。

(5) その他計算書類作成の基本となる重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社に対する引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社長期貸付金	2,630,000
関係会社に対する貸倒引当金	2,473,282

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社に対して、債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収不能見込額を算定し、当該回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。また、関係会社が債務超過の状態にあり、かつ当該債務超過額が債権の帳簿価額を超える場合には、当該超過額を関係会社事業損失引当金として計上することとしております。

翌事業年度において関係会社の財政状態に重要な変動が生じた場合には、貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 92,430千円

(減損損失累計額を含む)

(2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	17,414千円
長期金銭債権	2,630,000千円
短期金銭債務	188千円
長期金銭債務	44,447千円

4. 損益計算書注記

(1) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分） 307千円

営業取引（支出分） 22千円

営業取引以外の取引（収入分） 27,238千円

(2) 貸倒引当金繰入額

貸倒引当金繰入額は、関係会社に対するものであります。

5. 株主資本等変動計算書注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	増 加	減 少	当事業 年 度 末
普通株式 (株)	101	27	—	128

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り27株による増加分であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、子会社貸倒引当金、子会社株式評価損等であり、その全額について評価性引当額を計上しております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取 引 容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 Cancer Precision Medicine	所有 直接64	資金の援助 役員の兼任 事務所賃貸 業務受託	売上 (注)3	307	売 掛 金	32
				資金の貸付 (注)1 (注)2	200,000	関係会社長 期貸付金	2,630,000
				利息の受取 (注)1	12,806	そ の 他 (流動資産)	—
				業務受託 (注)3	14,431	未収入金	3,355
				敷金の預り (注)4	—	長期預り金	44,447
				人件費及び 経費の立替 (注)5	14,489	未収入金	13,986

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、利率を決定しております。
2. 当該債権に対し、2,473,282千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において134,075千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
3. 売上、業務受託については、業務内容を勘案し、両社協議のうえ決定しております。なお、上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
4. 原契約である当社の賃貸借契約内容に基づき、同条件で転貸借契約を締結しております。
5. 人件費及び経費の立替は実費相当額であります。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますのでご参照ください。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	5円40銭
1株当たり当期純損失	2円77銭

11. 重要な後発事象に関する注記

新株予約権の行使

「連結注記表 8. 重要な後発事象に関する注記」
に同一の内容を記載しておりますのでご参照くださ
い。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

オンコセラピー・サイエンス株式会社

取締役会 御中

やまと監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 木 村 喬
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 遠 坂 匡 紀
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オンコセラピー・サイエンス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、第38回新株予約権の一部について権利行使があった。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人やまと監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人やまと監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

オンコセラピー・サイエンス株式会社 監査役会

常勤監査役	山根 由香
社外監査役	高木美也子
社外監査役	田島 照久

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役嶋田順一氏、加藤肇夫氏、朴在賢氏、三木義男氏、小峰雄一氏は任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	フリガナ氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数
1	シマダ ジュンイチ 嶋田 順一 (1961年6月18日生)	1981年4月 株式会社UBSJ (旧株式会社シマダ器械) 1991年9月 同社代表取締役 2007年4月 株式会社ラボリサイクル取締役(現任) 2009年4月 Science Hub Services PTE Ltd. Singapore取締役(現任) 2019年12月 株式会社Cancer Precision Medicine代表取締役(現任) 2021年12月 株式会社UBSJ取締役会長(現任) 2021年12月 当社経営企画室長 2022年6月 当社取締役 2022年7月 当社代表取締役社長(現任) 2022年7月 イムナス・ファーマ株式会社代表取締役社長 現在に至る	—
2	カトウ ハツ オ 加藤 肇夫 (1943年11月1日生)	1966年4月 株式会社福井銀行 1974年10月 ウィルビー株式会社創業 1977年4月 同社代表取締役(現任) 2020年6月 当社取締役会長(現任) 現在に至る	—
3	パク ゼ ヒョン 朴 在賢 (1976年2月23日生)	2008年4月 国立研究開発法人理化学研究所(旧独立行政法人理化学研究所) ゲノム医科学研究センター研究員 2010年11月 コールド・スプリング・ハーバー研究所 キャンサーセンター(米国) 博士研究員 2013年4月 シカゴ大学医学部助教授 2017年7月 当社入社 Chief Scientific Officer(現任) 2017年7月 株式会社Cancer Precision Medicine取締役(現任) 2017年11月 株式会社Cancer Precision Medicineクリニックラボ所長 2018年6月 当社取締役(現任) 2019年2月 株式会社Cancer Precision Medicine研究開発部長 2019年12月 当社代表取締役社長 2019年12月 イムナス・ファーマ株式会社代表取締役社長 2023年12月 当社管理本部統括取締役(現任) 2025年10月 株式会社IMBdx日本支店長(現任) 現在に至る	—

候補者 番号	フリガナ 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有 株式数
4	ミキヨシオ 三木 義男 (1956年12月25日生)	1982年6月 兵庫医科大学第2外科臨床研 修医 1989年9月 公益財団法人がん研究会がん 研究所（旧財団法人癌研究会 癌研究所）生化学部特任研究 員 1991年9月 Department of Medical Informatics, University of Utah, Medical Center, USA リサーチフェロー 1995年3月 公益財団法人がん研究会がん 研究所（旧財団法人癌研究会 癌研究所）生化学部研究員 1995年10月 同研究会がん化学療法セン ターゲノム解析研究部主任研究 員 1997年4月 同研究会がん研究所遺伝子診 断研究部部長 2002年4月 同研究所遺伝子診断研究部囑 託部長 2002年4月 東京医科歯科大学難治疾患研 究所ゲノム応用医学研究部門 分子遺伝教授 2002年4月 東京医科歯科大学大学院医歯 学総合研究科歯学系専攻先 端医療開発学講座遺伝子応用 医学教授 2022年4月 東京医科歯科大学名誉教授 （現任） 2022年4月 筑波大学プレシジョン・メデ ィスン開発研究センター客員 教授（現任） 2022年6月 当社取締役（現任） 2023年3月 イムナス・ファーマ株式会社 取締役 2023年3月 株式会社Cancer Precision Medicine取締役（現任） 2023年4月 医療法人医誠会ゲノム医療常 勤顧問 2023年10月 医誠会国際総合病院特任副院 長（現任） 現在に至る	—

候補者番号	フリガナ氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有 株式数
5	コ ミネ ユウ イチ 小 峰 雄 一 (1971年10月21日生)	1995年10月 中央監査法人 1998年4月 公認会計士登録 2000年7月 小峰雄一公認会計士事務所開業 2000年10月 税理士登録 2000年10月 小峰雄一税理士事務所開業 2008年1月 税理士法人総合税務会計（旧税理士法人小峰会計事務所）設立 2008年6月 当社監査役 2010年6月 株式会社イクヨ監査役 2011年7月 税理士法人総合税務会計社員 2012年6月 株式会社サン・ライフ監査役 2012年6月 株式会社医学生物学研究所監査役 2014年9月 当社取締役（現任） 2016年3月 税理士法人総合税務会計代表社員（現任） 2017年2月 イムナス・ファーマ株式会社取締役 2018年10月 株式会社サン・ライフホールディング取締役（監査等委員）（現任） 現在に至る	—

(注) 1. 取締役候補者嶋田順一氏は株式会社UBSJの取締役会長であり、当社は同社との間に試薬仕入等の取引関係があります。

2. 取締役候補者三木義男氏、小峰雄一氏は会社法に定める社外取締役候補者であります。本総会終結の時をもって、三木義男氏の当社社外取締役就任期間は4年、小峰雄一氏の当社社外取締役就任期間は11年9か月となります。

3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について

(1) 社外取締役候補者の選任理由及び独立性について

① 三木義男氏は、既に4年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な助言をいただいております。また、医師ならびに研究者で、当社の関連する研究開発分野に深い見識をお持ちであり、当社の論理に捉われず、医学的見地から当社事業に適切にご指導、助言をいただくことにより、取締役会の機能の強化につながるものと判断し、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

② 小峰雄一氏は、既に11年9か月間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な助言をいただいております。また、過去に6年3か月間当社の社外監査役を務めております。当社業務に精通しており、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等をいかしてご指導をいただくことにより、取締役会の機能の強化につながるものと判断し、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償

責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定め、三木義男氏、小峰雄一各氏と当社との間で、それぞれ当該責任限定契約を締結しており、いずれの候補者が再任された場合も、当該責任限定契約を継続する予定であります。

契約内容の概要は以下のとおりであります。

- ・ 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000,000円以上で予め定めた金額または会社法第427条第1項の最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限るものとする。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為(マネジメントリスク)に対する法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるやまと監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人として永和監査法人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が永和監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社が会計監査人に求める独立性、監査に関する品質管理体制及び専門性、経験等の職務遂行能力を有していること、当社グループの事業活動に対し、適正な体制かつ新たな視点による監査を実施できることなどを総合的に勘案した結果、適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2026年5月1日現在)

名	称	永和監査法人	
事	務	所 東京都中央区日本橋兜町5-1 兜町第1 平和ビル4階	
沿	革	2005年4月設立	
概	要	構成人員	
		パートナー	8名
		公認会計士	37名
		その他	4名
		合計	49名

以 上

株主総会会場ご案内図



会場

神奈川県横浜市中区住吉町4-42-1 地下1階
関内ホール 小ホール

交通

JR関内駅 北口 徒歩6分
市営地下鉄関内駅 9番出口 徒歩2分
MM線馬車道駅 5番出口 徒歩3分

お願い

本株主総会のための専用駐車場は準備いたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

